

第15回 利用者が利用料を 滞納、回収不能 の際の会計処理

(株) 福祉総研 上席研究員
松本和也

Q

認定こども園の利用者が利用料を滞納しています。
今後、どのように処理すればよいでしょうか。

保育所における保育料が市町村によって徴収されるのとは異なり、利用者との直接契約によって運営される認定こども園では、利用者から直接的に保育料等を徴収します。そのため施設型給付費の一部は利用者から直接徴収されることとなり、残念ながら支払いが遅滞する利用者が存在することも十分にあり得ます。このような場合の会計処理は、どのようにすればよいのでしょうか。

(1) 回収できない額が発生したとき

会計処理の第一段階として、このような未徴収額が発生したときには、一般に決算において下のように事業未収金を計上し、回収した際に事業未収金を消し込む処理をします。貸方科目は収益の内容に応じて使い分けます。

〈事業未収金が発生したときの仕訳〉
(借方) 事業未収金／(貸方) 利用者負担金収益

しかし実際には、利用者が必ず支払ってくれる保

証があるわけではありません。もし回収できないまま卒園してしまうと、誠に遺憾なことではあるものの、追跡が困難になるだけでなく、最終的に回収できずに諦めて泣き寝入りせざるを得なくなることもあります。実際に回収が困難になった場合には、下のように処理をして事業未収金を消し込み、“もらえるお金がもらえなくなった”という損失として処理します。このとき事業未収金は流動資産ですから、流動資産の減少による支払資金残高の減少を、資金収支計算書にも「徴収不能額」として記載します。

〈事業未収金が回収不能となったときの仕訳〉
(借方) 徴収不能額／(貸方) 事業未収金

(2) 引当金の計上

一般に、保育所や認定こども園などの決算において未収とされるものの多くは、委託費・施設型給付費の差額精算額や自治体からの補助金などで、利用者からの利用料などはあってもごく僅少な額なので、その大部分は“回収できない心配”のないものです。しかし一般の社会では、取引先の企業が倒産して回収不能という事態に陥ることは珍しいことではなく、社会福祉制度においても認定こども園のほか介護保険事業や障害者福祉サービス事業などのいわゆる直接契約制度による事業では、利用者から直接一定の利用料を徴収しますので、当然その中には回収できないものが生じることも想定されます。

このような事態に備えるための会計処理に使われるのが「徴収不能引当金」です。徴収不能引当金は事業未収金などの中で「もしかすると回収できなくなるかもしれない額」を想定し、今のうちから回収できなかったものとして備えておくためのものです。

【例】事業未収金800,000円に対して、2%の徴収不能引当金を設定した。

これは事業未収金800,000円のうち、どの事業未収金が回収できなくなるかは予想できないものの、全体の2%程度は回収できない可能性があるだろうと見込んで備える、という考え方です。つまり個々の債権に対する評価ではなく、債権額全体に対する

備えです。

800,000円の2%にあたる16,000円が回収できなくなるかもしれないという可能性が見込まれることから、そのような事態に備えるための会計処理を行います。借方はすでに損失が発生したものと想定して「徴収不能引当金繰入」という費用を、貸方には「徴収不能引当金」という負債を仕訳します。

〈徴収不能引当金を設定する仕訳〉
(借方) 徴収不能引当金繰入／(貸方) 徴収不能引当金

この仕訳で徴収不能引当金は貸方に計上されますが、B/Sでは借方にマイナスで表示します(以上は「間接法」による処理方法で、「直接法」による処理方法は少し違いますがここでは割愛します)。

事業未収金のうち何%を回収不能の可能性がある額として認識するかについては、過去3年度間に回収不能となった額の平均割合を用いることが一般的です。

例えば決算において前記のような処理を行った後、翌年度以降に実際にいくらかが回収不能となった場合には、備えてあった徴収不能引当金を充当して下のように仕訳することで、発生年度における直接的な費用の発生を回避します。

〈徴収不能が発生したときの仕訳〉
(借方) 徴収不能引当金／(貸方) 事業未収金

また事業未収金という債権全体のうち、回収不能となる可能性が極めて高いと判断される特定の債権があるときは、過去3年間の回収不能の平均割合による算定から除外し、個別に徴収不能引当金を設定します。前記の【例】の800,000円の事業未収金の中に、ほぼ回収不可能と認められる100,000円の債権があれば、100,000円全額と残りの700,000円の2%の合計額である114,000円を徴収不能引当金の額とします。

事業未収金の総額や内容は毎年度変化しますので、毎年度の決算では徴収不能引当金の額を増額または減額して調整し、適切な計上額に修正します。

(3) 徴収不能の判断

以上が徴収不能にまつわる会計処理の大まかな流れですが、「この事業未収金は回収できない」という判断を誰がどの時点で行うのか、ということも重要な点です。“回収できない”と判断することは、言い換えると“回収の努力を打ち切る”という意味表示であり、これまでの会計処理は、それを表現するためのものです。

回収の努力を打ち切って会計処理をすれば、以後の計算書類からはその事実が消滅し、いずれ忘れ去られていきます。このような権利を放棄する行為は法人に損失を与えることになり、事務長や事務員等が独断で判断することはできません。こういった権利の放棄について、社会福祉法人定款例には次のような文章があります。

【社会福祉法人定款例】(下線は松本)
(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。(略)

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

このように、法人運営に重大な影響があるものでなければ理事長が専決することも可能ですが、理事長専決事項を定めた定款細則などを理事会が承認することが必要ですし、実際に債権を放棄した場合には理事会に報告することも必要です。